

次世代の船員を応援する 全日本海員組合の奨学金制度

さいとう ひろし
齋藤 洋

●全日本海員組合・総務局長

全日本海員組合奨学金制度は、船員職業を志す学生・生徒に奨学金を貸与する制度です。

日本海運・水産産業の持続的発展、優秀な海技者の育成、資質の向上を目的として創設しました。

1. 労働組合初の奨学金制度

全日本海員組合奨学金制度（以下、海員奨学金制度）は、2009年11月に開催された第70回定期全国大会の論議を通じて、2010年4月からの実施が決定され、この方針に基づき立ち上げた「奨学金制度検討ワーキンググループ」で検討を進め、制度全般の取りまとめを行いました。

その後、中央執行委員会での審議・承認および全国評議会の機関決定など実質的な準備を経て、労働組合初の奨学金制度を創設することになりました。

海員奨学金制度創設の背景には、

- ①2007年7月20日に施行された「海洋基本法」で、国際海洋法条約に基づく日本の海洋権益に関する基本法として、海洋産業の健全な発展などの基本理念、海上輸送の確保や離島の保全等などの基本的施策が制定されたこと。

- ②翌2008年7月に成立した「トン数標準税制」導入に伴い、同税制の適用を受ける場合は、外航日本籍船及び外航日本人船員を計画的に増加し、外航日本人船員の計画的な養成を図る計画であるかが、認定基準として義務付けられたこと。

- ③その前段として、国土交通大臣が「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」で目標とする、安定的な国際海上輸送を確保するための必要規模が、外航日本船舶は約450隻、外航日本人船員は約5,500人とされた一方で、現状を踏まえれば、必要規模を短期間で達成することは困難であることから、当面の取り組みとして、外航日本船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させるとの数値目標が掲げられたこと。

- ④また、安定的な国内海上輸送を確保するためには、内航船員の将来見通し試算で5年後に約1,900人、10年後に約4,500人程度が不足する可能性があることとされたため、5年後、10年後に船員不足が生じることのないよう内航船員の育成および確保を図ることの目標が示されたこと。

など、日本人船員の育成・確保が喫緊の課題であったことが挙げられます。

奨学金制度を労働組合自らが取り組むに当たって、法的な制約や問題点の有無など、関係省庁や関係機関へのヒアリングなどを通じて検討を重ね、本組合の奨学金制度が問題なく実施できることを確認しています。また、奨学金制度の運営に要する資金は必要資金を予算化し、本組合における最高意思決定機関である定期全国大会で承認の上、「共済給付会計」を経て「雇用安定・教育基金会計」へ配分することで、会計処理上の正確を期することとしています。

2. 海員奨学金制度の運用・実務

海員奨学金制度は、全国の船員養成機関である商船・水産系大学6校、海技教育機構が管轄する海上技術学校・短期大学校並びに海技大学の8校、水産系高等学校43校（専攻科を含む）の航海・機関系学部・学科に在学する学生・生徒を対象としています。

定員は、上記対象校の対象者が属する各学年の15%以内（その数が4人に満たない場合は4人）を基本とし、特に船員就職率が高い船員養成機関については、中央執行委員会の議を経て増員することができることとしています。

奨学金の申請諸手続きや貸与、さらには卒業後の返還管理などについては、個人情報の管理や日常的な書類手続きおよび金銭出納などの作業があり、組合本部の総務局内に「奨学金制度運営管理部」を設置し、これら諸作業を一元管理することで、制度運営の円滑な管理を組合本部が主体的に行い、全国6ブロックの地方支部に設置した「奨学金制度地域検討委員会」が、学校と学生・生徒の実情などの把握に努めることで、役割分担を行

い連携を図っています。

船員を目指しながら経済的問題を抱える学生が、学業に専念できる環境整備の一助とするため、円滑な制度運営に取り組み、そして卒業後に船員となれるよう職域開拓を行うことも運動論として必要で、海運・水産業界の経営者には積極的な後継者確保（採用）を求めていると考えています。

3. 奨学金の申請・貸与・返還

海員奨学金制度は、採用時の申請手続きから奨学金の貸与、奨学生の異動手続き、卒業時の手続きまで、奨学生が在学中の手続き全てを学校長経由で行います。

特に年4回（各3ヵ月分）の奨学金貸与は、本組合から各校が開設する口座に一括して振り込み、学校から各奨学生に渡して頂くため、当奨学金制度に対する学校側のご理解と、実務担当者のご協力が無ければ成立しません。



海員奨学金制度は、組合員の貴重な組合費を原資とする制度であって、奨学金の貸与は返還が基本になります。

卒業後は、「奨学金返還計画書」によって、毎月貸与奨学金月額50%以上を返還することになりますが、本組合と労働協約を締結（労使関係）している会社では、殆どすべての会社でユニオンショップ協定を結び、会社の所属する船舶に乗り組む船員は本組合の組合員でなければならないとする取り決めがあり、組合員になると毎月一定額の組合費を納入して頂くことになりますが、奨学生については、納入組合費相当額が貸与された奨学金の一部として返還されたものとみなされる「組合費充当返還」の制度が適用されます。

4. 奨学生の採用実績

- ①創設後13年間で1,523名を採用して1,261名が既に卒業しました。
- ②卒業後は、更に上級船員養成機関に進学した者174名。
- ③外航・水産・内航各社は元より、海上自衛隊、

海上保安庁、水産庁取締船などの船員987名。

- ④造船業、港湾荷役・運送業などの陸上職100名など、各界で活躍しています。

5. 船員を目指す若者に エールを送る

船員を目指して全国の船員養成機関に入学する多くの人たちがいますが、授業料を払えないなど色々な理由で、学業を断念せざるを得ない学生・生徒が相当数いるとの調査結果があります。

せっかく海に夢を託そうと決心した若者が、志を果たせるようにお手伝いできればとの思いで全日本海員組合奨学金制度は創設されました。

もちろん貴重な組合費を使用しての奨学金制度であって、第70回定期全国大会の決定を受けて取り組んでいます。本日現在においても残る課題である「船員不足」を解消することが大きな目的です。

船員不足の解消を図ることで日本海運・水産産業の持続的発展に寄与し、結果的に本組合の使命である「組合員の長期的雇用の確保」に繋がるものと信じています。

次号の特集は

「勤労者の生活の現状と今後の課題（仮題）」の予定です。